

公文書館だより

第8号 平成13年2月

乾駅第百九拾六号

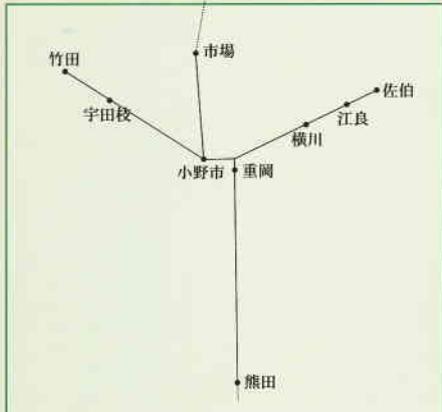
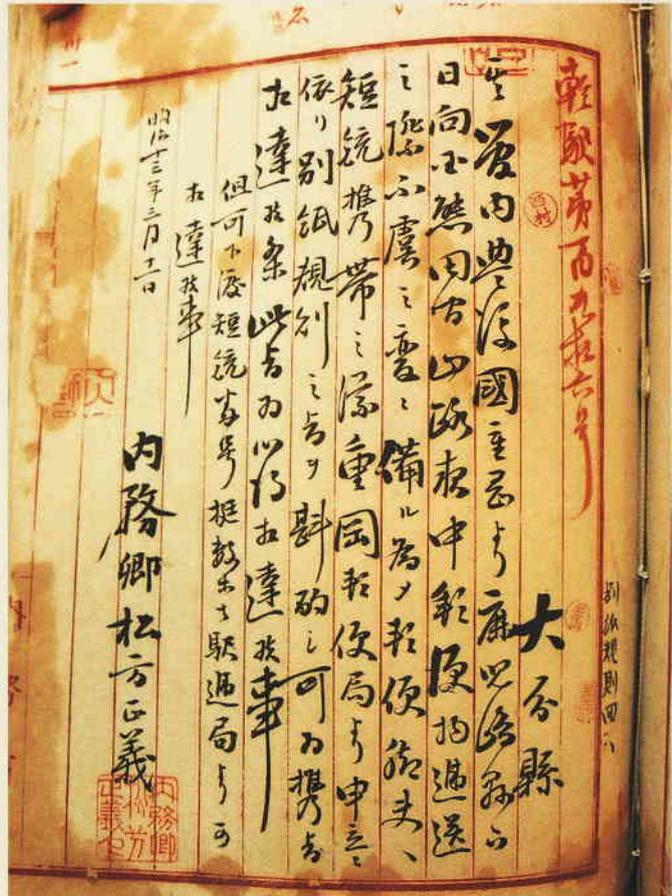
大分縣

其管内、豊後國重岡より鹿兒島縣下日向國熊田間、山路夜中郵便物通送之際、不虞之變ニ備ル為メ、郵便脚夫へ短銃携帯之儀、重岡郵便局より申立ニ依リ、別紙規則之旨ヲ斟酌シ、可為携旨相達候条、此旨為心得、相達候事、
但、可下渡短銃番号挺数等者、駅通局より可相達候事

明治十三年三月十一日

内務卿 松方正義 (印)

(明治十三年三月十一日 官省達留より)



重岡附近道路略図

郵便配達員に短銃の携帯を

郵便は明治五年(一八七二)の七月ごろから全国にわたって実施されるようになり、民間によるそれまでの飛脚営業は翌年禁止される。これにともない大分県では、県庁の庶務課に駅通寮(後の駅通局)の指揮をうける駅通掛が設けられ、宿駅、道路、郵便などの業務を職掌することとなる(内閣文庫「大分県史料二」)。
郵便業務は地域の有力者に委託され、彼の家宅が郵便取扱所とされた。その郵便取扱所は明治八年一月一日から郵便局に改称される。

主要道路の駅を中心にした県下の郵便局は、明治初年で、大分郡大分町の二等局をはじめ、四等局六、五等局三六の四三局あった。それが明治一三年では約三倍の一、二七局に増加する(「同県史料二十」)。
上段の達書にみる大野郡(現南海部郡)重岡郵便局はその中の五等局に相当した。この局は初め千束村にあったものを重岡村に移転したようである(同史料)。

重岡は、直入郡竹田(現竹田市)から宇田枝、小野市を経由する「旗返し道」と佐伯から江良、横川を通る「横川道」、それに大分から市場(大野郡三重町)を通り小野市を経て該地から日向の熊田(宮崎県東臼杵郡北川町)へ向かう「鹿兒島道」が集まる交通・通信の要衝の地であった。

重岡から当時は鹿兒島県下の熊田へ向かう道程は、五里三二町八間(二三キロメートル余)で、里程はそれほどでもないが、この間は、人家も人通りも殆どない県境を跨ぐ極難路であった(同史料)。そのため夜中の郵便物通送ともなれば、提灯の明かりが頼りの郵便配達員にとって、この上ない不安と恐怖を感じたことであろう。当時の時代状況をふまえるとき短銃携帯もうべなるかなである。

戦時下大分県における文書整理について

はじめに

太平洋戦争終結時、国、県を問わず公文書の焼却が行われたことは事実としてよく知られている。

このように公文書の整理・廃棄については、昭和二十(一九四五)年八月十五日以後のことが想起されるが、埼玉県文書館の芳賀明子氏によってそれ以前に公文書の大量整理・廃棄という事態が起こっていた事実が関係史料を通じて紹介されている(「失われた行政文書―戦中・終戦時における行政文書の廃棄について―」『文書館紀要第8号』埼玉県文書館、一九九五年)。それによれば政府からの通達を受けて、昭和十九(一九四四)年三月に埼玉県庁において大規模な公文書の整理・廃棄が行われている。この通達は埼玉県を特定したものである。

この通達は、国からの通達となれば全国的に公文書の整理・廃棄に伴う動きが見られたはずである。この推測を裏付けるように、大分県においても戦時中の公文書整理・廃棄に関する史料が僅かではあるが残存しており(昭和十八年―二十年「例規」、マイクログフィルムNo.491の10)、それらの史料から太平洋戦争中の大分県における公文書整理・廃棄の実態について考えてみたい。

I 決戦非常措置要綱と大分県の対応

昭和十九年二月二十五日、政府は「決戦非常措置要綱」を閣議決定し戦時体制の強化に向かったが、翌二月二十六日付『朝日新聞』に内閣情報局発表の要綱が掲載されている。当時の閣議決定は内閣情報局より新聞を通して発表されており(宮本吉夫「戦

時下の新聞・放送」人間の科学社、一九八四年)、政府からの指令・通達文書が失われた戦時中の政策を知るために新聞は重要な史料となる。決戦実行目標と題された十五項目の要綱内には学徒動員の徹底、防空体制の強化等が掲げられているが、第十三項目に

十三、保有物資の積極的活用
 廣く官公署、會社、家庭等における保有物資の積極的なる活用供出を圖る(之がため例へば各官公署、會社等における物資の保存年限等を極度に短縮す)

とあつて、官公署、会社家庭等での物資供出を求めている。二月二十五日の要綱では漠然と「保有物資」・「物資」とあるのみで具体的な物品を指してはいない。

この要綱を受けて二月二十九日には具体化案として高級享楽停止、官庁の常時執務(休日制限)、官吏出張制限等四つの事項について先行実施することが閣議決定された(二月二十九日付『朝日新聞』)。これらの先行実施項目は内閣及び内務省所管にかかわる具体案に基づき決定されたもので、第四項目として「官廳の文書物品等の整理並に其の積極的活用供出に關する件」が決定された。詳細を見ると

決戦非常措置要綱に基き官廳は左記に依り文書及物品の整理並にその積極的活用供出を行ふこと

一、官廳の保存文書に徹底的に再検討を加へ眞に必要なもの以外は総てこれを廃棄すること、官廳の文書保存に關する規定等は必要に應じ速に改正す

ること右に關しては内閣において調整を圖ること廃棄文書はこれを印刷局に廻付し再生紙の原料とすること

(第二号略)

三、官廳の不要文書及物品の活用に関する方法は内閣及軍需省において速に具体的方法を定め官廳は之に基き実施すること

(第四号略)

五、第一号及第二号は本年(昭和十九年)三月末日までに之を実施すること

とあつて、この二月二十九日時点で官庁の物品整理の中に「文書及物品」と公文書の整理まで含むことが明らかになった。不要公文書の廃棄と再生紙化、官庁保存文書規定の改正が柱となっており、この実施は内閣が調整し再利用に關しては軍需省も方針決定に参加する。そして一連の作業は三月から向こう一カ月以内に実施することを決定している。

この発表の二日前に軍需省が提出した「決戦非常措置要綱(二、二五閣議決定二) 軍需省關係實施細目(案)」(「軍需省關係資料第8巻、軍需省關係政策資料」現代史料出版、一九九七年所収)には文書關係として「平時的又ハ長期計画的事務及事業ノ停止」の項目に「永久保存文書ハ必要最小限ニ止メ、從來ノ保存期間ハ極力縮減スルコト」とあるだけで、それに続く「保有物資ノ積極的活用」の項目では、供出させた廃棄公文書等紙資源の再利用に關して軍需省は言及していない。再利用の具体策は二十九日の先行実施項目発表時点で大蔵省印刷局での再生紙化が決まっているのみで、供出物資の利用等については「内閣及軍需省において速に具体的方法を定め」るというものであった。これに対し、内閣と内務省調整事項である各府県保有公文書の廃棄と供出、文書保存規定改正は再利用策

に先んずる形で具体化している。

決戦非常措置要綱と先行実施項目は各府県庁に通達された。これを受ける形で大分県庁では、知事官房文書課長名で県庁各課長宛に「保存文書ノ徹底的整理ニ關スル件」として三月七日起案の文書が作成されているが、

近ク本廳文書ノ徹底的整理ヲ行フコト、相成候二付テハ(以下鉛筆線で抹消) 予メ当課保存文書二付廢止可能ノモノ、並ニ保存年限短縮可能ノモノ二付御檢討置相成様致度追テ(ここまで鉛筆線で抹消) 当課備付ノ簿書臺帳寫必要ノ向ハ明後十(九を訂正) 日迄貴課員ニ於テ筆寫方御取斗相成度(以下三文字墨で抹消) 申添候

(以下鉛筆書)

尚右資料ニ基キ保存年限短縮二付御勸案相成度

とあり「決戦非常措置要綱」を受けての県庁公文書整理と保存年限短縮について各課に検討を依頼している。当初案では「当課保存文書」とあるように文書課の保存する文書についてまず選択することを構想していた様だが、一カ月以内に不要文書の選別供出を行わなければならないのでその部分は抹消され、三月十日までに各課が選別の為文書課の簿書台帳筆寫を済ませることを求めている。

芳賀氏によれば、同時期埼玉県では「決戦非常措置要綱」を受けて公文書の整理に着手し、三月十三日の段階で第一種文書以外の文書について保存年限の短縮、那役所引継文書の廃棄方針を文書統計課長から各課長宛に通知している。翌日の三月十四日には内務省から通達された「官庁の文書物品等の整理並に其の積極的活用供出に關する件」の実施要綱を取りまとめ各課に通知

している。

埼玉県の場合、昭和十九年三月の早い段階で徹底的に文書整理を行い相当数の公文書簿冊が再利用に回されたことが指摘されている。残念ながら大分県では、三月の時点で大分県庁内においてどの様に公文書簿冊が選別、供出されたかについては関連史料が無いために現在のところ知る事ができない。但し、現在大分県公文書館に保存する明治・大正期の公文書簿冊には郡役所関係文書が含まれており、同じ「決戦非常措置要綱」という通達を受けながら埼玉県とは異なる基準で公文書簿冊が選別、供出されたと推測できる。

II 大分県文書保存規定の改正

「決戦非常措置要綱」に基づく公文書の保存年限縮小は、県レベルでは文書保存規定の改正となって具体化した。

昭和十九年三月の公文書整理・廃棄の後、大分県では「文書編纂保存規定」の改正に着手した。大分県の文書編纂保存規定は昭和十(一九三五)年に改正が行われたが、約十年ぶりに見直しされた。庁中一般宛の保存規定改正訓令は、起案日六月十七日、二カ月後の八月十七日に施行されている。その後文書課長より各地方事務所長に充てた八月三十日施行の文書案では一連の文書保存規定改正について

昭和十九年八月 日 文書課長
各地方事務所長

文書編纂保存規定改正ノ件

本廳文書編纂保存規定今般別紙写通改正相成候処右ハ決戦非常措置要綱ニ基キ保存文書ノ徹底的整理ヲ行フ為従前ノ規定ニ抛ル保存年限ヲ極力短縮致シタル義ニ有之右趣旨御了承ノ上参考ニ資セラレ度

とあつて、改正が決戦非常措置要綱に基づくものであること、文書整理を進めるために保存年限の短縮を行ったことを説明している。

庁中一般宛に訓令された「文書編纂保存規定」から具体的に文書保存年限に関する改正部分を見ると

- 第四条 文書ノ保存期限ヲ分チテ左ノ四種トス
 - 第一種 永年
 - 第二種 二十年
 - 第三種 十年
 - 第四種 五年
- 第五条 保存期限五年未満ノモノハ各主務課ニ於テ文書編纂保存規定ヲ制定シ之方編纂保存ヲ為スベシ
- 前項ノ場合各課ハ制定ノ文書保存規定ヲ知事官房文書課ニ提出スベシ

とある。第四条は保存期限の規定だが、第一種・二種・三種文書の保存期限は以前の規定と変わらず、第四種文書の保存期限が三年から五年に延長されている。そして以前の規定には存在しなかつた保存期限五年未満文書についての条項が新たに第五条として追加された。それは、各主務課毎に編纂保存規定を作り文書編纂と保存を任せ、文書課は各課に保存規定を提出させるといふもので、これにより文書課は間接的に保存期限五年未満文書を管理把握することになる。

文書保存規定の改正では保存期限自体は縮小されていない。一方、文書類目と一種・二種等の種別、保存期限の一覧である「文書類目種別保存期限表」を見ると文書簿冊毎に類目の廃止、種別の変更、保存期限の変更がされている。

一例を挙げれば、知事官房文書課では昭和十年の改正段階で存在した「復命書一件」

(第二種 二十年)、「編纂往復書一件」(第二種 二十年)、「縣報原稿」(第四種 三年)、「物品書類交付簿」(第四種 三年)、「縣報費豫算差引簿」(第四種 三年)の文書類目が昭和十九年の段階で削除されている。削除された類目の文書は、廃棄あるいは取捨選択後新たな類目に再編成されたと考えられる。

削除されなかつた文書類目についてもいくつか種別が変更され「簿書廃棄一件」が第一種永年に格上げされた以外、「引継書類一件」(第一種 永年)、「第三種 十年」、「文書收受發送件名簿」(第二種 二十年)、「第三種 十年」、「雑件」(第二種 二十年)、「第四種 五年」が格下げされた。

文書課以外の課でも文書類目の削除、保存種別、保存期限の変更は共に第一種、第二種以下の区別なく行われており、必要であれば第一種文書の整理(廃棄)、第二種以下の文書の格上げも行った。また埼玉県においては廃棄された郡役所文書も、大分県の場合統計課に「統計一件」の文書類目が残され、従来通り第一種永年保存とされた。簿冊には直入郡役所「統計一件」(現存)が該当するものと考えられる。また社寺兵事課第二種二十年保存の「壮丁連名簿」も類目として残り、大分郡役所「壮丁連名簿」(現存)はその分類によって残存したと考えられる。

平時的又は長期計画的事務及び事業の廃止を掲げる「決戦非常措置要綱」に基づいた三月の公文書整理・供出を経て、八月迄の間に大分県では文書編纂保存規定を改正したが、昭和十年迄の規定廃止等大改正を行わず、長期計画的事務の延長上で不要文書を選別するシステムを踏襲継続した。文書整理・再利用の特徴として、大分県では第一種文書以外を整理対象とするのではなく、第一種文書も含めた有用不要の選別を経て整理・再利用が行われたのである。従

って、第一種文書であつても格下げ後廃棄されたであろう文書類目も見え、必要と判断されれば郡役所文書であつても保存したのである。

おわりに

昭和二十(一九四五)年七月十六日、大分県庁はアメリカ軍の空襲により直撃弾が命中した。後のアメリカ軍調査によれば、この空襲で県庁舎の一部が焼けたという(奥住喜重・工藤洋三「米軍資料大分空襲の記録」一九九九年)。その一カ月後に終戦となるが、大分空襲での公文書焼失の有無や実態、終戦後の公文書焼却については未だ不明な点が多い。また、今回取り上げた昭和十九年の公文書整理についても「決戦非常措置要綱」による供出の実態(特に三月)については、関係公文書が失われており明らかにできなかった。

昭和十九年の公文書整理と昭和二十年八月の公文書焼却の実態を知ることが、現在大分県公文書館に保存される明治期以降の公文書の来歴を知ることでもある。今後終戦時の公文書焼却も視野に入れて調査を進めたい。(武田信也)

公文書館利用状況(H12.3.1~H12.12末現在)

| | |
|------------------|--------------|
| 開館日数 | 196日 |
| 閲覧室利用者(一般)(一日平均) | 1,940人 9人 |
| 閲覧申請(開架資料を除く) | 212冊 |
| 複写依頼 | 1,960枚 |
| 利用相談 | 26件 |
| 職員の公務利用(借覧含む) | 135件 |

全史料協全国大会を開催

大分で一〇月三十一日から十一月二日にかけて、第二六回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の全国大会が、大分のオアシス広場21、大分県労働福祉会館ソレイユの二館を会場に開催されました。全国から学者・研究者・行政関係者など三四〇名余の参加者を集めた本大会は「地域史料の充実をめざして―枠組みを超えて―」をテーマに、全体会や分科会等で熱心な研究討議がなされました。次に大会の柱をなす研修会（全体会）と研究会（分科会）の各主題と報告者を紹介します。



一、研修会

- 文書館資料のマイクロ化とデジタル化
金澤勇二（富士写真フイルム社）
- 文書館の役割
高橋 実（作新学院大学）
- 地方自治の文書管理
安藤福平（広島県立文書館）
- 二〇〇五年臭化メチル全廃問題と害虫対策

- 青木 睦（国立史料館）
- 上田りか（東京国立文化財研究所）
- 文書館資料と個人情報保護
渡辺佳子（京都市立総合資料館）
- 市町村誌編纂と文書館
小松芳郎（松本市文書館）

二、研究会

- 第一分科会
行政相互の連携による地域史料の保存
姫野秀幸（大分県公文書館）

『「豊の国情報ライブラリー」の現状と課題』

- 櫻井成昭（大分県立歴史博物館）

「史料保存と博物館」

- 第二分科会

記録史料所在調査事業と

地域史料の保存・活用

- 平井義人（大分県立先哲史料館）

「記録史料所在調査事業と地域史料の保存・活用」

- 第三分科会

まちづくり運動と社会的な

歴史資料保存環境

- 平田嵩英（豊の国宇佐市塾）

「豊の国宇佐市塾の歴史資料保存活動」

- 小倉正五（宇佐市教育委員会）

「宇佐市における戦争遺跡の保存と活用」

明治期社寺関係史料 大分県報 大分県統計書 手にとつて読めます

当館では、簿冊等のより良好な保存と利用者の検索、調査の利便性を向上させるため、保存するマイクロフィルムの一部を複製本として刊行しました。

複製本は、明治期の行政文書から成る

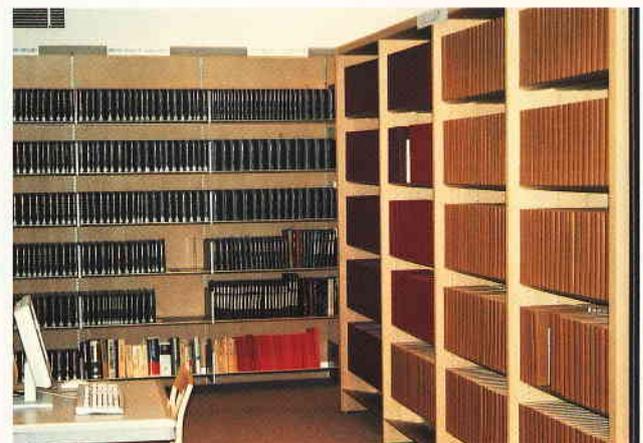
簿冊約八〇〇冊のうち神社および寺院明細帳を含む社寺関係の簿冊二一七冊と、「大分県報」は明治五年（一八七二）か

ら昭和六十三年（一九八八）に及ぶ刊本（一部年分欠）を閲覧室に配備しました。

さらに年度毎のデータ集積である「大分県統計書」（昭和二十六年以降統計年鑑）

も、一部の年分を欠くものの閲覧室に開架しました。皆様のご来館をお待ちして

います。



あとがき

「公文書館だより」第八号をお届けします。今回の小論は、太平洋戦争中の大分県における公文書の整理と廃棄の実態について一考を試みました。

前号までの「公文書館と私」の項は、今回は割愛させていただきましたが、引き続き掲載していきたいと思っておりますのでみなさまのご投稿をお願いいたします。（武田）

編集・発行

大分県公文書館

〒八七〇〇八四 大分市大字駄原五八七一一

TEL 〇九七―五四六―八八四〇

FAX 〇九七―五四六―八八四九

HPアドレス <http://www2.pref.oita.jp/31501/toyoriv/kobun/index.html>